

TECHNOPRO

テクノプロ・ホールディングス株式会社

第20回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年9月26日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー35階
当社会議室

(末尾の「第20回 定時株主総会 会場ご案内図」を
ご参照ください。)

会場の特性上、眺望をお楽しみいただくための場所のご用意はございません。
また、株主総会にご出席の株主様への記念品(お土産)のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議案 第1号議案：取締役
(監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件

第2号議案：監査等委員である
取締役1名選任の件

書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使期限

2025年9月25日(木曜日)午後6時まで



議決権行使が簡単に！ スマートフォンからQR
コード®を読み取ることで、議決権を簡単に
ご行使いただけます。
「スマート行使®対応

株主各位

証券コード 6028
2025年9月4日

東京都港区六本木六丁目10番1号

テクノプロ・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 兼 CEO ハ 木 毅 之

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト	https://www.technoproholdings.com/ir/share/general_meeting.html	
東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「テクノプロ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6028」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にて「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法により、2025年9月25日(木曜日)午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

【書面の郵送による議決権の行使】

本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご投函くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2025年9月26日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)	
② 場 所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー35階 当社会議室 ※会場の特性上、眺望をお楽しみいただくための場所のご用意はございません。 (末尾の「第20回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)	
③ 目的事項	報告事項 1. 第20期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第20期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしておりますが、当該書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 当日当社では、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取組みの一環として、当社役員及び係員が軽装(ノーネクタイのクールビズスタイル)にてご対応させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- 当日ご出席の株主様への記念品(お土産)のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- 当社は、2025年8月6日付で公表しました「ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」に記載の、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)、及びThe Bank of New York Mellon(以下「本預託銀行」といいます。)に預託された当社株式を表章するものとして、本預託銀行により米国で発行されている米国預託株式に対する公開買付けが行われることを踏まえ、第20期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の配当予想を修正し、同期の期末配当を行わないことを決定いたしました。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使いただくようお願い申しあげます。

インターネットにより議決権を行使される場合



次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にて「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法により、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年9月25日(木曜日)午後6時まで

スマートフォン・タブレットからの議決権行使が便利です。
インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。

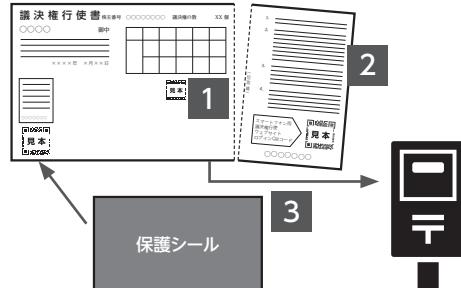
書面(郵送)により議決権を行使される場合

本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されているお願ひをお読みいただき、議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年9月25日(木曜日)午後6時到着分まで



- 1 議案に対する賛否をご記入ください。
※各議案につきまして、賛否のご記入がない場合、“賛”のご記入があったものとしてお取扱いいたします。
- 2 ミシン目で切り離してください。
- 3 個人情報保護シールを貼ってご投函ください。



株主総会にご出席される場合



本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

日 時 2025年9月26日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

場 所

当社会議室

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー35階

※会場の特性上、眺望をお楽しみいただくための場所のご用意はございません。
(末尾の「第20回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

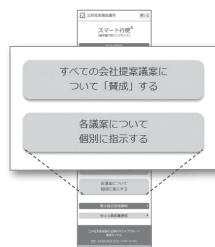
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

書面とインターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン・タブレットの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

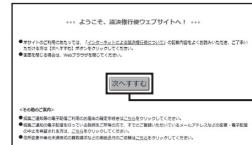
◆議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)◆

機関投資家の皆様におかれましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

*操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)8名全員が任期満了となり、取締役 萩原利仁氏 及び 高尾光俊氏は退任いたします。

つきましては、取締役6名(うち社外取締役3名)のご選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会から、各候補者とも当社の取締役として適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		性別	現在の当社における地位、担当			取締役会への出席状況	指名報酬委員会への出席状況	独立役員会議への出席状況
1	八木	毅之	男性	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	再任		23／23回 (100%)	—	—
2	島岡	おか 学	男性	代表取締役副社長 COO(最高執行責任者)	再任		23／23回 (100%)	—	—
3	浅井	こういちろう 功一郎	男性	専務取締役	再任		23／23回 (100%)	—	—
4	伊藤	とう まさ 雅彦	男性	社外取締役	再任	社外	独立	20／20回 (100%)	3／3回 (100%)
5	山田	だ かず 和彦	男性	社外取締役	再任	社外	独立	23／23回 (100%)	5／5回 (100%)
6	高瀬	せ しょう 正子	女性	社外取締役	再任	社外	独立	23／23回 (100%)	5／5回 (100%)

- (注) 1. 伊藤雅彦氏については、取締役に就任した2024年9月27日以降に開催された取締役会並びに指名報酬委員会及び独立役員会議に関する出席状況を記載しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が再任された場合、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

や ぎ
ハ 木

た け し
毅 之

生年月日（1967年8月9日生）
満58歳（2025年9月26日現在）
所有する当社の株式数 39,809株
(2025年6月30日現在の実質的に所有する株式数)

再任



取締役在任期間
11年2か月
2025年6月期における出席状況
取締役会
23/23回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 (株)日本長期信用銀行(現株)SBI新生銀行)入行
2008年 5月 (株)新生銀行(現株)SBI新生銀行)人事部部長
2012年11月 当社常務執行役員兼人事本部長
2013年 8月 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)
2014年 2月 当社常務執行役員(人事総務担当)
2014年 7月 当社取締役(人事総務担当)兼常務執行役員
(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
2018年 9月 当社取締役(人事総務担当兼CSR推進副担当)兼常務執行役員
2021年 7月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)
(株)テクノプロ取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

ハ木毅之氏は、特に人事、人材開発、コーポレートガバナンス等の各分野における豊富な実務経験に加え、ファイナンスやサステナビリティ関連事項を含む幅広い領域における知見を有しております。銀行において人事分野に長く従事した後、2014年7月に当社の取締役に就任、特に、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制や人事諸制度の整備、教育研修体系の構築等を進めたほか、戦略策定を通じた事業の成長・業績の向上、及び取締役会の意思決定機能の強化に貢献した実績を有しております。その後、2021年7月に代表取締役社長兼CEOに就任以来、当社グループの経営全般を指揮統括し、事業と連動した人的資本経営の実践をはじめとする重要戦略の推進を通じて当社グループの成長を牽引しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

(注) ハ木毅之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

しまおか
嶋岡

がく
学

生年月日 (1975年6月12日生)
満50歳 (2025年9月26日現在)
所有する当社の株式数 107,220株
(2025年6月30日現在の実質的
に所有する株式数)

再任



取締役在任期間
11年7か月
2025年6月期における出席状況
取締役会
23/23回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

- 2006年 8月 (株)シーテック代表取締役社長
2006年11月 (株)クリスタル代表取締役社長
2007年 6月 グッドウィル・グループ(株)常務執行役員
2008年 5月 グッドウィル・グループ(株)取締役COO
2009年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員
(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員
2019年 3月 当社取締役(事業担当兼海外事業担当)兼常務執行役員
2021年 7月 当社代表取締役副社長兼COO(現任)
(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)(現任)
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

- (株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補とした理由〉

嶋岡学氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わってきたため、業界・顧客動向及び技術潮流に精通し、当社グループの事業運営に要する豊富な経験を有しております。2014年2月から当社の取締役(事業担当)として、特に担当事業部門における技術者の高付加価値化、最新技術を有する企業との協業の推進、海外事業の戦略構築等の面で実績をあげた後、2021年7月に代表取締役副社長兼COOに就任し、当社グループの事業運営全般を統括しております。グループ横断的な取組みの推進による国内外の各事業間のシナジー創出、コンサルティング等の高付加価値化組織の整備に努めながら、主にソリューション事業・技術者育成事業の成長戦略を牽引しており、さらに取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要な事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

(注) 嶋岡学氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

あさ い
浅井

こういちろう
功一郎

生年月日 (1970年3月3日生)
満55歳 (2025年9月26日現在)
所有する当社の株式数 53,220株
(2025年6月30日現在の実質的
に所有する株式数)

再任



取締役在任期間
11年7か月
2025年6月期における出席状況
取締役会
23/23回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

2006年 1月 (株)クリスタル代表取締役社長
2007年 6月 グッドワイル・グループ(株)執行役員
2008年11月 (株)テクノプロ・エンジニアリング代表取締役社長
2010年 7月 (株)CSI代表取締役社長
2011年 6月 (株)アドバンテージ・サイエンス代表取締役社長
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員
2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)
兼専務執行役員
2021年 7月 当社専務取締役(現任)
(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社
社長)(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)

〈取締役候補者とした理由〉

浅井功一郎氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わってきたため、業界・顧客動向及び技術潮流に精通し、当社グループの事業運営に要する豊富な経験を有しております。2014年2月から当社の取締役(事業担当)として、2021年7月から専務取締役として、特に担当事業部門における技術者数の増加と利益の拡大、大手IT企業とのパートナーシップの推進、クラウド・セキュリティ・ERP関連各事業への注力等を通じ主にコア事業の成長と進化を牽引しており、さらに取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要な事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

(注) 浅井功一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

いとう
伊藤まさひこ
雅彦

生年月日（1957年9月1日生）
 満68歳（2025年9月26日現在）
 所有する当社の株式数 一株
 （2025年6月30日現在の実質的に所有する株式数）

再任

社外

独立



取締役在任期間 1年

2025年6月期における出席状況
取締役会

20／20回 (100%)

指名報酬委員会

3／3回 (100%)

独立役員会議

2／2回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 藤倉電線(株)(現(株)フジクラ)入社
 2013年 4月 (株)フジクラ執行役員新規事業推進センター超電導事業推進室長
 2014年 4月 同社常務執行役員エネルギー・情報通信カンパニー副統括、インフラ事業部門担当、新規事業推進センター超電導事業推進室長
 2015年 4月 同社常務執行役員エネルギー・情報通信カンパニー副統括
 2015年 6月 同社取締役常務執行役員エネルギー・情報通信カンパニー副統括
 2016年 4月 同社代表取締役社長
 2016年 6月 (社)日本電線工業会会长
 2021年 4月 (株)フジクラ代表取締役社長CEO
 2022年 4月 同社取締役会長兼取締役会議長
 2022年 6月 (社)日本電線工業会会长
 2024年 3月 東亞合成(株)社外取締役(現任)
 2024年 4月 (株)フジクラ取締役会長
 2024年 6月 同社名譽顧問
 2024年 9月 当社社外取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

東亞合成(株)社外取締役

〈社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要〉

伊藤雅彦氏は、上場大手製造業において代表取締役社長を務めるなど豊富な会社経営経験を有しております。事業構造改革の実行や経営体制の刷新により持続的成長フェーズへの転換を果たした実績のほか、コーポレートガバナンスに関する高度な見識や取締役会議長の経験等を有しております。2024年9月に当社の社外取締役に就任以来、取締役会において特に当社グループの経営全般に係る俯瞰的で高い視座に基づく提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、今後とも上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたします。

- (注) 1. 伊藤雅彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 伊藤雅彦氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。また、同氏は当社が定める「取締役選任基準」及び「社外取締役独立性判断基準」(17～18ページ及び20ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 伊藤雅彦氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 伊藤雅彦氏が2024年6月まで取締役に就任していた(株)フジクラにおいて、同氏在任中に、同社の米国子会社のCEOを兼任する他の取締役による、兼任先である米国子会社における不動産の私的流用等の事案が発生いたしました。なお、第三者による調査の結果、本事案は当該取締役以外の関与は認められておりません。

候補者番号

5

やま だ
山田

かずひこ
和彦

生年月日（1981年4月28日生）
満44歳（2025年9月26日現在）
所有する当社の株式数 一株
(2025年6月30日現在の実質的
に所有する株式数)

再任

社外

独立



取締役在任期間	10年
2025年6月期における出席状況	
取締役会	23／23回 (100%)
指名報酬委員会	5／5回 (100%)
独立役員会議	2／2回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 第二東京弁護士会登録
中村・角田・松本法律事務所所属
2012年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー(現任)
2015年 9月 当社社外取締役(現任)
2016年 9月 学習院大学法科大学院特別招聘教授(現任)
2019年12月 (株)東京商品取引所社外監査役
2023年 6月 (株)東京証券取引所社外監査役(現任)
(株)JPX総研社外監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

中村・角田・松本法律事務所パートナー
(株)東京証券取引所社外監査役
(株)JPX総研社外監査役

〈社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要〉

山田和彦氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、特に企業買収、企業再編、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有しております。2015年9月に当社の社外取締役に就任以来、取締役会において特にコーポレートガバナンス強化についての提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、今後とも上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたします。

- (注) 1. 山田和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田和彦氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定期株主総会終結の時をもって、10年となります。また、同氏は当社が定める「取締役選任基準」及び「社外取締役独立性判断基準」(17~18ページ及び20ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山田和彦氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

たかせ
高瀬

しょうこ
正子

生年月日（1965年1月4日生）
満60歳（2025年9月26日現在）
所有する当社の株式数 一株
(2025年6月30日現在の実質的に所有する株式数)

再任

社外

独立



取締役在任期間 4年

2025年6月期における出席状況
取締役会

23／23回 (100%)

指名報酬委員会

5／5回 (100%)

独立役員会議

2／2回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
2005年 1月 IBM Corporation(IBM米国本社)出向
2007年 1月 日本アイ・ビー・エム(株)グローバル・テクノロジー・サービス事業統括Marketing & Strategy部長
2010年 1月 同社ソフトウェア事業統括Tivoli事業部長
2015年 7月 同社成長戦略モバイル戦略責任者
2016年 7月 同社グローバル・テクノロジー・サービス事業統括レジリエンシー・サービス事業部長
2018年 7月 同社理事クラウドソリューションセンター長
2019年 4月 シスコシステムズ専務執行役員エンタープライズ事業統括
2021年 7月 当社顧問
2021年 9月 当社社外取締役(現任)
2023年 6月 東洋紡(株)社外取締役(現任)
グローブライド(株)社外取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

東洋紡(株)社外取締役
グローブライド(株)社外取締役

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

高瀬正子氏は、グローバルIT企業における経営者としての経験並びにIT技術を活用した顧客のトランスフォーメーションを実現した豊富な実績に加え、顧客動向及び技術潮流に関する幅広い知識を有しております。2021年9月に当社の社外取締役に就任以来、特にデジタル領域に重点を置いたソリューション事業の拡大を目指すにあたり、取締役会において実践的な視点に基づく提言や助言を積極的に行なうとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、今後とも上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたします。

- (注) 1. 高瀬正子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高瀬正子氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。また、同氏は当社が定める「取締役選任基準」及び「社外取締役独立性判断基準」(17～18ページ及び20ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 高瀬正子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 出口雅敏氏が任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役1名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	性別	当社における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	独立役員会議への出席状況		
出 口 雅 敏	男性	社外取締役(監査等委員)	再任 非改選	社外 独立	23/23回 (100%)	17/17回 (100%)	2/2回 (100%)

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。出口雅敏氏が再任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本議案が原案どおり承認された場合の監査等委員会の構成

氏名	性別	当社における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	独立役員会議への出席状況
まだら 斑 白	ひとし 仁	男性 取締役(監査等委員)	非改選	23/23回 (100%)	17/17回 (100%)
た 田 邊 るみ子	こ 女性	社外取締役(監査等委員)	非改選 再任	23/23回 (100%)	17/17回 (100%)
出 口 雅 敏	男性	社外取締役(監査等委員)	社外 独立	23/23回 (100%)	2/2回 (100%)

でぐち
出口

まさとし
雅敏

生年月日（1958年11月29日生）
満66歳（2025年9月26日現在）
所有する当社の株式数 299株
(2025年6月30日現在の実質的に所有する株式数)

再任

社外

独立



取締役(監査等委員)在任期間

2年

2025年6月期における出席状況
取締役会

23／23回 (100%)

監査等委員会

17／17回 (100%)

独立役員会議

2／2回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 住友商事(株)入社
1993年 4月 同社非鉄化燃経理部長付
1994年 9月 同社主計第二部長付
1996年 2月 同社米国住友商事会社財経部
2002年 7月 同社コーポレートファイナンス部長付兼インベスター・リレーションズ部長付
2008年 4月 同社アジア総支配人付兼アジア住友商事会社取締役
2012年 4月 同社理事アジア総支配人補佐兼アジア住友商事グループコーポレートユニット長
2013年 4月 同社理事関西ブロック総括部長
2014年 4月 同社理事地域総括部長
2016年 4月 同社理事内部監査部長
2017年 4月 同社執行役員内部監査部長
2019年 4月 住友精密工業(株)常務執行役員
2019年 6月 同社取締役常務執行役員
2020年 6月 同社代表取締役専務執行役員コーポレートマネジメント部門長
2022年 6月 (株)ロジネットジャパン東日本取締役副社長執行役員
2023年 9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2024年 6月 ニチアス(株)社外監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

ニチアス(株)社外監査役

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

出口雅敏氏は、財務・会計・税務をはじめ、海外現地法人のマネジメントや内部監査部門の責任者など、大手総合商社における幅広い業務経験のほか、他の上場企業における経営者としての経験やリスク管理・内部統制面での豊富な知見を有しております。2023年9月から当社の監査等委員である社外取締役として、監査役等監査や取締役会・監査等委員会等における有益な意見の陳述等を通じ適切に職務を遂行しており、今後とも中立的かつ客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることが期待できることから、引き続き同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 出口雅敏氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 出口雅敏氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。また、同氏は当社が定める「取締役選任基準」及び「社外取締役独立性判断基準」(17~18ページ及び20ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 出口雅敏氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

ご参考：取締役会のスキルマトリックス

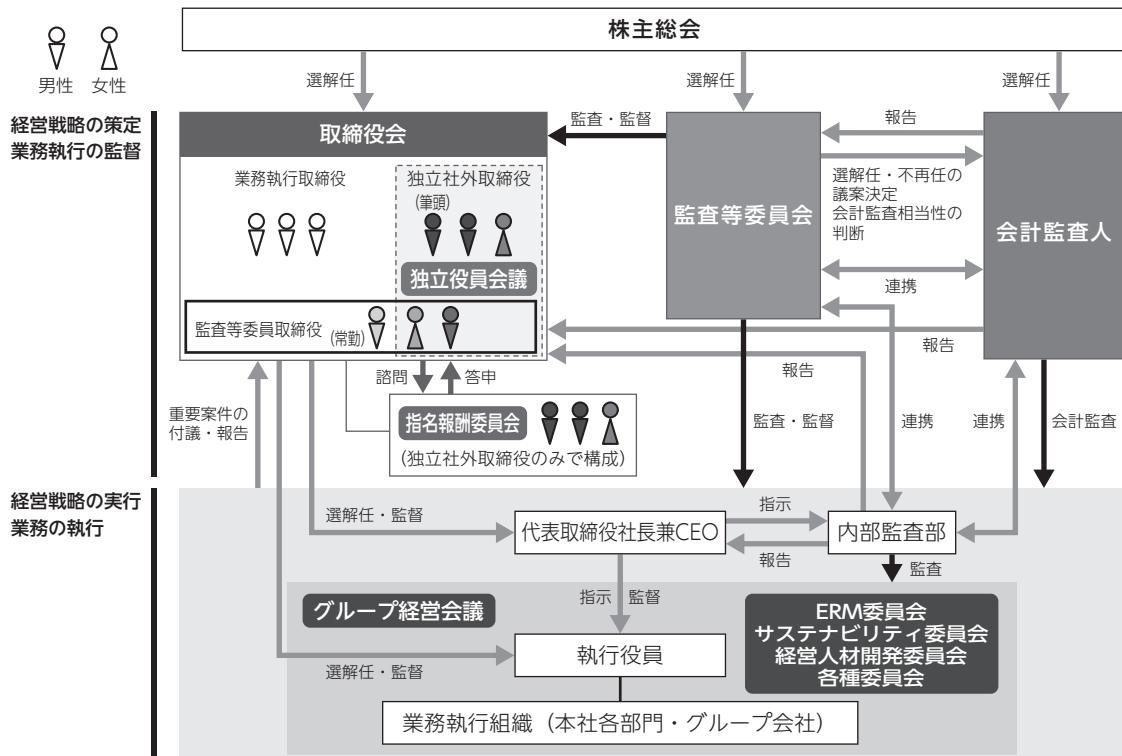
当社は、企業としての存在意義(パーカス)「『技術』と『人』のチカラで お客さまと価値を共創し、持続可能な社会の実現に貢献する。」に立脚し、中長期的企業価値の向上に取り組んでおります。そのための施策の着実な遂行と適切な監督を果たすため、当社の取締役会は、必要な知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成される必要があると考えております。

第1号議案及び第2号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

氏名	地位・役職	◎議長	○監査等委員会	○指名報酬委員会	○独立役員会議	属性		経験業務・知識等							専門性 (十業や業務関連性の高い保有資格等を記載)	
						ジエンダー	独立性	人材ビジネス運営の実績・経験	潮流の知見	テクノロジー、IT・デジタルの	上場企業等の他社における経営経験	経験・CFOの経験、財務・会計・税務の	M&Aの経験・知識	グローバル経験・語学力	人事・人材開発の経験・知識	
八木 毅之	代表取締役社長兼CEO	●			●							●	●	●		
嶋岡 学	代表取締役副社長兼COO	●			●			●	●							
浅井 功一郎	専務取締役	●			●			●	●							
伊藤 雅彦	社外取締役	○	○	○	●	●				●			●	●	●	
山田 和彦	社外取締役	●		●	●	●	●								●	弁護士
高瀬 正子	社外取締役	●		●	●	★	●		●	●			●			
斑目 仁	取締役(常勤監査等委員)	●	○			●									●	
田邊 るみ子	社外取締役(監査等委員)	●	●		●	★	●				●					公認会計士
出口 雅敏	社外取締役(監査等委員)	●	●		●	●	●			●	●		●		●	公認内部監査人 公認不正検査士

- (注) 1. 上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。
 2. 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

**ご参考：当社のガバナンス体制について
コーポレート・ガバナンス／内部統制の体制**



- (注) 1. 第1号議案及び第2号議案が承認された場合の体制を表しております。
 2. 取締役会の議長は筆頭独立社外取締役、監査等委員会の委員長(議長)は常勤監査等委員取締役、指名報酬委員会の委員長(議長)は筆頭独立社外取締役、独立役員会議の議長は筆頭独立社外取締役とする予定です。

当社グループでは、持続的な成長と企業価値向上のため最良のコーポレートガバナンスを実現するべく、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、以下の体制を構築しております。

- ・取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督監視機能と、監査等委員会による監査機能を有する監査等委員会設置会社を採用する。
- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで機動的かつ効率的な業務運営を行う。

- ・役員の指名・報酬等に関し社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図る。

(指名報酬委員会の開催状況)

当事業年度中に5回開催、当社及び当社グループ会社の役員人事・役員報酬(個別具体的な人事・報酬額等)・キーポジションのサクセッション等に係る審議のほか、当委員会の機能・役割、経営人材開発委員会との連携に係る審議を実施

- ・財務報告の信頼性確保をはじめとする目的のために、内部統制の体制の充実を図る。
- ・独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えるとともに、中長期の収益性の向上に資するガバナンスの強化を図るための取組みとして、独立社外取締役同士の情報交換、認識共有、意見交換等を行う会議体である独立役員会議を設置。

(独立役員会議の開催状況)

当事業年度中に2回開催、当社グループの事業戦略・中期経営計画・コーポレートガバナンス体制等に係る情報共有、意見交換等を実施

【取締役会の実効性に関する分析・評価】

当社では、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、年1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示することとしております。分析・評価の方法等は以下のとおりであります。

(評価方法)	自己評価アンケート方式
(実施対象)	すべての取締役
(アンケート項目)	I. 前年度の抽出課題に係る改善等の状況について II. 当年度の状況について ① 取締役会の役割・機能 ② 取締役会の構成 ③ 取締役個人の役割・機能 ④ 株主・投資家・その他ステークホルダーとの関係 ⑤ 取締役会の運営 ⑥ 取締役会以外の会議体等との連携
(分析方法)	自己評価アンケートの集計結果を踏まえて取締役会にて討議を実施、取締役会の実効性の確認と課題の抽出を行う

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<https://www.technoproholdings.com/>)に掲載しております。

ご参考：

当社は次のとおり「取締役選解任基準及び選解任手続」「CEO選解任基準及び選解任手続」「社外取締役独立性判断基準」を制定しております。また、すべての取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員である取締役の候補者の選定にあたり、指名報酬委員会への諮問、審議、答申を経ております。

【取締役選解任基準及び選解任手続】

当社は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役候補者の選任及び取締役の解任にあたって、取締役会がその役割・責務を適切に遂行し実効性の確保と向上を図ることを目的として、以下のとおり「取締役選解任基準及び選解任手続」を定める。

1. 取締役選任基準

- (1) 当社は、法令及び定款上の要件の充足、「役員規程」に定める欠格事由の非該当、並びに現在及び過去における反社会的勢力との非関与に加え、以下の要件を充たす者から、取締役候補者を選定する。
- (2) 以下の各要件は、取締役会及び監査等委員会の役割、並びに業務執行取締役、独立社外取締役を含む非業務執行取締役又は監査等委員のそれぞれの役割（コーポレートガバナンス・ガイドライン3-3.～3-5.及び3-13.～3-14.記載事項を含むが、これらに限られない。）や、取締役会のスキルマトリックスとの有機的な結合を意識して定めるものである。これらの要件は、経営環境や経営戦略の変化、経営計画の内容、事業構造変容の進捗や必要性その他の事情に伴い、見直すことがある。

すべての取締役に求められる「前提要件」

1. 当社グループの存在意義(パーソナ)を理解し、当社グループの経営戦略・事業特性等を踏まえ、当社グループの中長期的に持続可能な企業価値向上に資する資質及び能力を有すること
2. 人格、見識に優れ、高い遵法精神、倫理観を有していること
3. 取締役会における賛否の表明に留まらず、客観的判断能力、論理的思考力、洞察力、先見性をもって、取締役会の議論の質の向上や新たな論点の提示に貢献できること
4. 下記の点について、いずれか又は複数の分野において指導的役割を務めた経験や豊富な実務経験、優れた実績や知見等を有していること
 - ・人材ビジネス運営の実績・経験
 - ・技術開発・研究開発動向に精通、特にデジタル化など進化が目覚ましい分野の知見
 - ・上場企業等の他社における経営経験
 - ・事業変革のリーダーシップ
 - ・財務・会計・税務・ファイナンスに精通
 - ・M&A・投資の経験・知識
 - ・人事・人材開発の経験・知識
 - ・グローバル経験・語学力
 - ・法務・内部統制・監査・リスク管理・ガバナンスの知見
 - ・ESG・サステナビリティの知見

社外取締役に求められる「共通要件」

1. 当社グループ全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有すること
2. 客観的・独立的な立場や多様性の視点から、問題解決志向の意見・提言や適切な監督ができるこ

それぞれに「特に求められる要件」

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	監査等委員である社外取締役
<ol style="list-style-type: none">1. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、及び当社グループの持続的な成長に対する助言や支援ができること	<ol style="list-style-type: none">1. 公正不偏の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること2. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づいて、中立的・客観的な視点から経営の監督や監査ができること
業務執行取締役	監査等委員である取締役(社外取締役を除く。)
<ol style="list-style-type: none">1. 当社グループを巡る業界動向・関連諸規制、当社グループのビジネスモデル、各々の専門分野における豊富な経験・知識を有し研鑽を積んでいること2. 全社的視点の下、効果的な戦略遂行能力・組織運営能力、適切な判断力をもって、活力ある形で経営・事業を牽引・統制できること3. 基本の徹底と変化への対応を自ら実践し、社員の目標となる資質を有すること	<ol style="list-style-type: none">1. 当社グループの組織、事業、業務プロセス等に精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、客観的な経営の監督や実効性の高い監査ができること

2. 取締役解任基準

当社は、取締役が以下のいずれかの要件に該当する場合、解任に向けた所定の手続をとる。

- ・悪意又は重大な過失による重大な法令・定款・公序良俗に反する行為を行った場合
- ・取締役としての職務について悪意又は重大な過失による任務懈怠があり、著しく当社グループの企業価値を毀損させた場合
- ・健康上の理由から、取締役としての職務の継続が困難となった場合
- ・法令に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
- ・選任基準に定める資質が認められない場合

3. 取締役の再任

当社は、取締役の再任にあたっては、以下の点を考慮する。

- ・上記1.「取締役選任基準」に照らし任期中の貢献実績が十分なものと考えられ、かつ再任時において上記1.「取締役選任基準」を充たしていること
- ・任期中の取締役会において、事業成長、経営改善、法令遵守、リスク管理等に資する有用な発言があったこと
- ・任期中の取締役会への出席率が75%以上であること
- ・任期中、取締役として不適切な行為がなかったこと
- ・再任時における当社グループ外の他社の兼任状況に照らして、当社職務の遂行に支障がないと見込まれること
- ・社外取締役について、通算の在任年数の上限は10年以内(社外監査役として在任していた年数を含む)を目安とすること。但し、10年を超えてなお再任すべき理由・事情があるときは、指名報酬委員会及び取締役会における十分な審議を経て再任することがあるが、その場合、株主をはじめとするステークホルダーにその理由・事情を説明すること
- ・業務執行取締役について、3期連続して業績評価の結果が不調である場合には、慎重かつ十分な審議を実施すること

4. 取締役の選解任手続

- (1) 取締役会は、株主総会に提案する取締役候補者の選定及び株主総会に対する取締役の解任提案にあたって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び監査等委員である取締役候補者の選定は、上記1.の選任基準並びに取締役会の構成及び監査等委員会の構成に関する考え方(コーポレートガバナンス・ガイドライン3-2.及び3-12.を参照のこと。)を踏まえ、十分な審議を経て決議する。
- (2) 取締役会は、上記の決議にあたって、指名報酬委員会での審議を経るとともに、監査等委員である取締役候補者については、予め監査等委員会の同意を得る。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者について監査等委員会が決定した意見があるときは、その意見を最大限反映させる。
- (3) 株主総会は、取締役会により付議された取締役候補者、及び取締役解任対象者について、その決議により決定する。なお、監査等委員会は、必要があると認めたときは、株主総会にて意見を述べる。

【CEO選解任基準及び選解任手続】

当社は、最高経営責任者(以下「CEO」という。)の選解任は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社内外を問わず最適な人材をCEOとして選定すること、及び客観性・適時性・透明性ある選解任の手続を確立することを目的として、以下のとおり「CEO選解任基準及び手続」を定める。

1. CEO選任基準

当社は、CEO選任基準として、取締役選解任基準及び選解任手続 第1項 「取締役選任基準」(“すべての取締役に求められる「前提要件」”及び“業務執行取締役に特に求められる要件”)の充足を前提条件とした、CEOとして特に求められる「コア要件」を取締役会にて定める。

(CEOとしてのコア要件)

- ー 経営トップとしての品位・品格ある存在感を有すること
- ー 心身ともに健康面での不安が無いこと
- ー リーダーシップに優れていること
- ー 変化への対応力に優れていること
- ー 合理的意思決定ができ、決断に責任を持つこと
- ー 人材育成、登用について積極的な取組みができること
- ー グローバルな視野で経営ができること
- ー 前職での経営における豊富な経験・実績を有し優れた経営手腕の発揮が期待できること(外部の適任者群から選出する場合)

2. CEO選任手続

- ・ 指名報酬委員会は、CEO候補者の選出を行ったうえで、取締役会へ付議する。
- ・ 指名報酬委員会は、社内からCEO候補者を選出する場合、上記1. の要件に照らした総合評価、育成計画に基づく研修受講状況等を踏まえ、個別面談を適宜実施するなどして、審議を行い、社内の適任者群の中からCEO候補者を選出する。
- ・ 社内に候補者が存在しない場合、指名報酬委員会は、外部の適任者群の中からCEO候補者を選出する。
- ・ 取締役会は、指名報酬委員会の選出した候補者について審議を行い、次期CEOを決定する。その際、指名報酬委員会議長は、候補者とした理由(外部招聘とする場合はその理由)等につき、取締役会に詳細に説明するものとする。
- ・ なお、指名報酬委員会は、エマージェンシープランとして、指名報酬委員会委員の評価に基づく審議を経て、毎年9月末までに、CEOに突然の事故ある場合の暫定後継者を予め決めておく。暫定後継者の選定(洗替)は毎年実施する。

3. CEO解任基準

当社は、CEO解任基準として、「業績要件」及び「該当する場合には経営トップとして相応しくないと見なされる要件」を取締役会にて定める。

(1) (業績要件)

- ー 当社グループ連結営業利益において3期連続で赤字となった場合

(2) (該当する場合には経営トップとして相応しくないと見なされる要件)

- ー CEOの任に堪えないような健康状態と認定される場合
- ー 会社法331条に定める取締役の欠格事由に準じた事態が発生した場合
- ー CEOの言動やCEOが責めを負うべき不祥事の発覚・損害の発生等により当社グループの信用の失墜や円滑な業務運営に支障をきたしていると認定される場合

4. CEOの再任

当社は、指名報酬委員会において、毎年、CEO再任の是非を明示的に議題として採り上げ、十分な審議を行う。取締役会は、指名報酬委員会における答申に基づき、CEO再任の適否の決定を行うものとし、上記3.の要件には該当しない場合であっても、適切な時期においてCEOの交代を決議することがある。

5. CEO解任手続

- ・ 上記3. (2)の要件への該当・非該当に係る審議及び必要な調査は、独立社外取締役の全員で構成する独立役員会議が行う。審議及び調査の結果、独立役員会議がCEOの解任が適当であると判断した場合には、独立役員会議議長(筆頭独立社外取締役)が、取締役会へCEO解任を付議する。
- ・ 上記3. (1)の要件に該当する場合及び独立役員会議による審議を要しない解任事由にあたる事実が判明した場合には、取締役会は無条件でCEO解任を決議する。

【社外取締役独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外取締役独立性判断基準」(以下「本基準」という。)を定める。

1. 当社は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が、次のいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役又は当該社外取締役候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)に所属する者、又は最近^{*1}(以下同じ)まで所属した者
- ② 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先、もしくは当社の前年度連結売上高の2%以上を取引先が占める当該取引先に所属する者、又は最近まで所属した者
- ③ 当社の前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する個人、又は企業・団体に所属する者もしくは最近まで所属した者
- ④ 当社グループが前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑤ 当社グループの法定監査を行なう監査法人に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑥ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者、又は最近まで所属した者
- ⑦ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから役員報酬以外に直接的に1,000万円を超える報酬を受けているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者(当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)、又は最近まであった者
- ⑧ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は最近まであった者
- ⑨ 当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑩ 上記各号のいずれかに掲げる者(重要^{*2}でない者を除く)の2親等以内の親族あるいは同居の家族

(注)

*1: 「最近」とは、当社の取締役就任時より遡って3年未満の期間を指す

*2: 「重要な者とは、各会社・取引先の取締役・執行役・監査役及び執行役員等の重要な使用人、各監査法人・各法律事務所に所属する公認会計士・弁護士を想定している

2. 第1項に定める要件のいずれかに該当する場合であっても、指名報酬委員会の審議を経た取締役会の判断により、独立役員として指定することがある。
3. 第1項に定める要件の該当有無にかかわらず、独立役員は、独立した社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有してはならない。
4. 独立役員は、本基準を退任まで継続して確保するよう努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、速やかに当社に報告するものとする。

「取締役選解任基準及び選解任手続」「CEO選解任基準及び選解任手続」「社外取締役独立性判断基準」は当社ウェブサイト(<https://www.technoproholdings.com/>)に掲載しております。

以 上

事業報告 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(i) 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度(2024年7月1日～2025年6月30日)における世界経済は、ウクライナ情勢に端を発した資源価格の高騰、中東や極東アジア地域での地政学リスクの増大、米国の関税政策による影響等もあり、先行きの不確実性が増しています。国内経済においても、景気は緩やかに回復しているものの、物価高や原材料調達への制約があり、依然として不透明な状況が続いています。

このような環境下にも関わらず、当社グループが注力する技術者派遣・請負業務における顧客需要は底堅く、特に、輸送用機器や情報産業におけるIT技術者への引き合いは引き続き堅調となりました。

(ii) 企業集団の当連結会計年度の業績(国際会計基準)

当連結会計年度における、当社グループの主な取組みは、以下のとおりです。

技術者の確保

顧客からの旺盛な技術者需要は継続している一方、当社グループの稼働率は95%前後の状態が続き、新たなオーダーに対応できるリソースが不足しています。そのため、高い採用基準を維持しながら、育成前提の未経験者採用を本格化しています。また、当社従業員のリファーラルによる高スキル技術者の採用や、対象国を拡げたグローバル外国籍の採用を積極的に推進しています。

引き続き、持続的な成長の実現に向けて、有能な技術者を確保してまいります。

退職率悪化の抑制

世の中全体の人才流動化の高まりに起因する当社グループの退職増加は、経営課題の一つとして認識しています。この課題に対処するため、AIエンジン搭載の退職予測システムによる退職リスクの高い技術者の早期特定や、新たに配置した面談専任者による技術者の希望や不満の早期ヒアリングなどを実施しています。

引き続き、技術者の流出をできるだけ防ぎ、退職率悪化を抑制してまいります。

契約単価の上昇

当社グループ技術者の契約単価はまだ上昇余地があると考えており、更なる単価改善を追求しています。教育研修を通じたアップスキルやリスクリングなど、顧客から求められる技術の習得やレベルの向上に絶えず取り組み、適正単価による契約獲得に努めています。既存顧客と価格交渉を行うチャージアップだけでなく、異なる顧客に配属することで単価を上げるシフトアップも積極的に行ってています。一人ひとりの単価上昇は、トップライン成長への貢献とともに、技術者の待遇改善やモチベーション向上にもつながり、また退職抑制の観点からも極めて重要です。

引き続き、技術者数を継続的に増加させつつ、契約単価を上昇してまいります。

ソリューション事業の強化

当社グループでは、注力領域を絞り込んだ上で、技術者派遣事業における顧客と技術者基盤に立脚し、ITやデジタル領域のみならず、機械、電気・電子、バイオ等の多様な技術力を活用したソリューション事業を推進しています。構想策定・業務分析といった上流工程から、保守・管理といった下流工程まで、グループ連携体制を構築し、採用や育成を通して上流工程に対応可能な人材を増やしています。

引き続き、競争優位性を見極めながら、ソリューション事業を強化してまいります。

これら事業上の取組みの結果、当連結会計年度末の国内在籍技術者数は28,100人(前連結会計年度末比2,046人増加)、当連結会計年度の平均稼働率は94.7%(前連結会計年度比0.3pt減少)となりました。従前より進めてきた技術者一人当たり売上単価の向上については、シフトアップやチャージアップによる契約単価の上昇もあり、当連結会計年度の月次平均売上単価は702千円(同24千円増加)となりました。

費用面においては、前連結会計年度に比べて販売費及び一般管理費が増加しました。主に、人材獲得のための採用費、育成のための教育訓練費の増加によるものです。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきまして、売上収益は2,389億66百万円(前連結会計年度比9.0%増加)、事業利益は288億92百万円(同18.4%増加)、営業利益は238億44百万円(同8.8%増加)、税引前当期利益は242億68百万円(同9.6%増加)、親会社の所有者に帰属する当期利益は161億46百万円(同10.0%増加)となりました。

*事業利益は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を減算したもので、「その他の収益」や「その他の費用」に計上される特別項目(雇用調整助成金や減損損失など)による影響を除いたものを示している当社独自の利益指標です。

当連結会計年度における主要事業分野の業績は、次のとおりです。

R & Dアウトソーシング事業

R & Dアウトソーシング事業の中でも好調を維持しているIT分野を拡大するため、高付加価値技術者を主体とした中途採用の強化に加え、ハード系技術者、化学・バイオ系技術者に対するデジタル技術の教育を行い、スキル転換や複数スキルの習得により、デジタル領域の旺盛な需要に対応する施策を実行しています。また、先端技術を有するアライアンス企業との協業や社内外での研修を積極的に進め、提供サービスの高品質化や多様化によって、より高い単価での配属に努めています。これらの取組みにより、当連結会計年度末の在籍技術者数は24,673人(前連結会計年度末比1,825人増加)、稼働技術者数は23,081人(同1,584人増加)となりました。

その結果、同事業の売上収益は1,880億68百万円(前連結会計年度比11.5%増加)となりました。

施工管理アウトソーシング事業

施工管理アウトソーシング事業のメインである施工管理サービスに加え、ドローンを使用した3次元計測、空撮、点検、新領域のBIM/CIM (Building/Construction Information Modeling) 等、施工管理や設計の分野で培われた技術力をもとに、様々なサービスを展開しており、特に建設業界のデジタル化対応に重点を置いています。また、慢性的な施工管理技術者不足に対応すべく、自社の技術センターを活用し、建設業界未経験者や経験の浅い若手技術者を積極的に採用・育成しています。これらの取組みによ

り、当連結会計年度末の在籍技術者数は3,427人(前連結会計年度末比221人増加)、稼働技術者数は3,222人(同162人増加)となりました。

その結果、同事業の売上収益は255億65百万円(前連結会計年度比9.8%増加)となりました。

国内その他事業

国内その他事業は、人材紹介及び技術系教育研修サービスで構成されています。人材紹介サービスでは、採用を通じた当社グループへの技術者供給に活用する一方、逼迫する人材市場において、外部顧客が求める技術者・ハイスキル人材へのニーズに応えています。また、技術系教育研修サービスでは、当社グループ内でのシナジーを活かした研修プログラムの開発や効率化を行うとともに、人的資本投資への需要を取り込むべく、企業向け技術者育成コンサルティング等に進出しています。

その結果、同事業の売上収益は47億98百万円(前連結会計年度比0.8%減少)となりました。

海外事業

海外事業は、インドや中国において、主に欧米や日本の顧客に対するオフショア・デリバリーサービスを、東南アジアや英国において、技術者派遣及び人材紹介サービスをそれぞれ展開しており、各国の景気動向や地政学リスク等の影響を受けます。海外事業では、国内ソリューション事業のケイパビリティ獲得にも寄与する、高利益率のオフショア・デリバリー案件や新規顧客を開拓すべく、セールス＆マーケティングを中心とした先行投資を継続しています。

その結果、同事業の売上収益は237億82百万円(前連結会計年度比7.4%減少)となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、新規拠点の開設及び既存拠点の改修などの建設付属設備、工具備品等として5億50百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

重要な該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

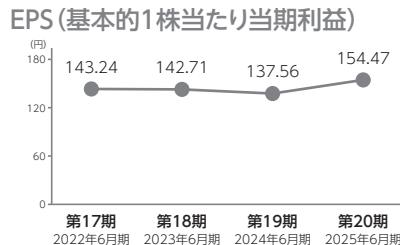
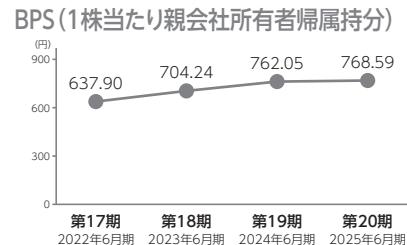
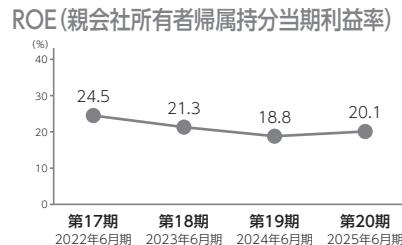
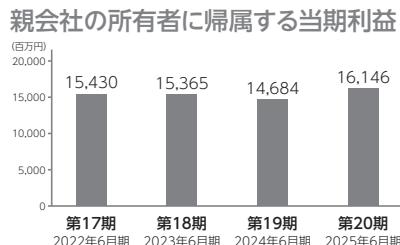
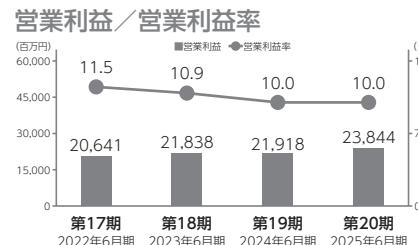
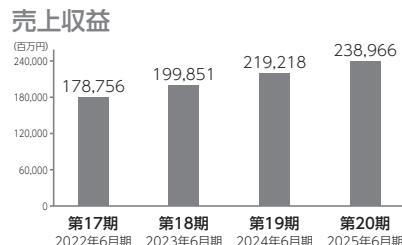
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

重要な該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

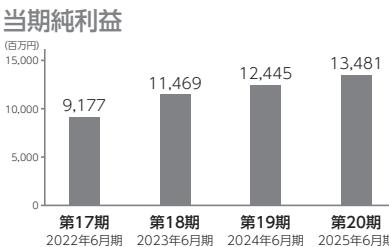
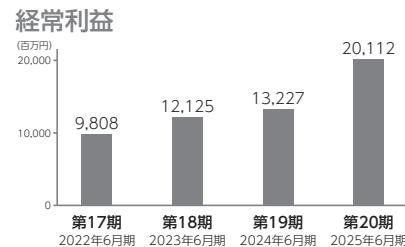
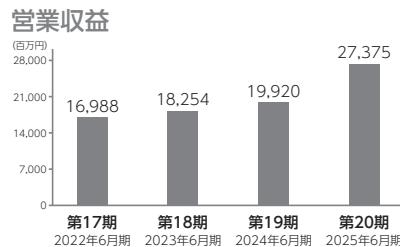
① 企業集団の財産及び損益の状況

		第17期 (2022年6月期) (国際会計基準)	第18期 (2023年6月期) (国際会計基準)	第19期 (2024年6月期) (国際会計基準)	第20期 (2025年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	178,756	199,851	219,218	238,966
営業利益	(百万円)	20,641	21,838	21,918	23,844
営業利益率	(%)	11.5	10.9	10.0	10.0
税引前当期利益	(百万円)	20,967	21,837	22,139	24,268
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	15,430	15,365	14,684	16,146
基本的1株当たり当期利益	(円)	143.24	142.71	137.56	154.47
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	24.5	21.3	18.8	20.1
資産合計	(百万円)	141,968	144,017	152,651	147,366
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	68,718	75,529	80,741	80,079
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	637.90	704.24	762.05	768.59



② 当社の財産及び損益の状況

		第17期 (2022年6月期) (日本基準)	第18期 (2023年6月期) (日本基準)	第19期 (2024年6月期) (日本基準)	第20期 (2025年6月期) (日本基準)
営業収益	(百万円)	16,988	18,254	19,920	27,375
経常利益	(百万円)	9,808	12,125	13,227	20,112
当期純利益	(百万円)	9,177	11,469	12,445	13,481
1株当たり当期純利益	(円)	85.19	106.52	116.59	128.97
総資産	(百万円)	63,702	61,669	61,226	56,006
純資産	(百万円)	38,249	39,854	40,266	39,831
1株当たり純資産額	(円)	355.06	371.60	380.04	382.29



（3）重要な子会社の状況（2025年6月30日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社テクノプロ	101百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業
株式会社テクノプロ・コンストラクション	110百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当社における 株式の帳簿価額	当社の総資産額 の状況
株式会社テクノプロ	東京都港区六本木六丁目10番1号	31,265百万円	56,006百万円

(4) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、中長期的外部環境の変化と当社グループのケイパビリティを踏まえ、「技術」「人」「顧客」「社会」の観点から、「『技術』と『人』のチカラでお客さまと価値を共創し、持続可能な社会の実現に貢献する。」という当社グループの存在意義を「テクノプロ・グループ・パーパス」として定めており、この「テクノプロ・グループ・パーパス」の実現を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させることを経営の基本方針としています。

「テクノプロ・グループ・パーパス」

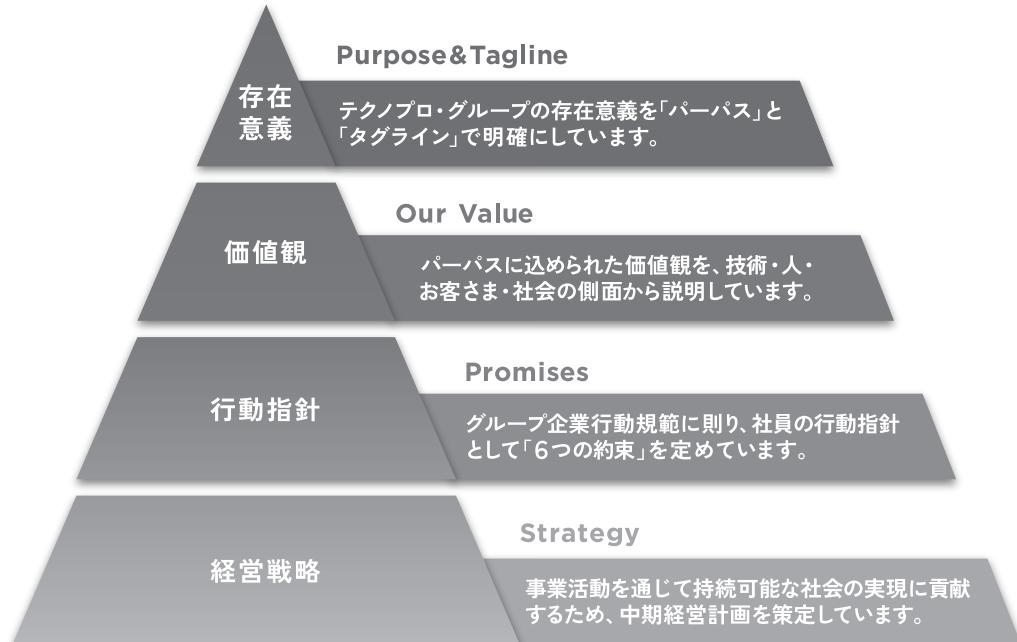
『技術』と『人』のチカラで
お客さまと価値を共創し、
持続可能な社会の実現に貢献する。

「タグライン」

Technology to Empower the Future

加えて、当社グループでは「テクノプロ・グループ・パーパス」を起点とした価値観・行動指針を定め、役職員の業務活動に浸透させてています。これらを前提とした経営戦略を策定・遂行することで、持続可能な社会の実現に向けた価値創造を目指しています。

「企業理念」



② 対処すべき課題

現状・今後の経営環境を踏まえ、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

(i) 外部環境変化への対応

当社グループの主要顧客である大手日系企業は、将来にわたる国際競争力を維持するため、積極的な研究開発投資を継続的に行っており、当社グループの持続的な成長の要因となっています。一方で、国内における技術者の供給逼迫や賃金上昇圧力は継続しており、当社グループにとっては、技術者採用費用増加、技術者育成費用増加、技術者賃金上昇、技術者退職リスクの増加、といったリスク要因が顕在化してきています。当社グループでは、引き続き、需要の高いデジタル技術領域を中心とした技術者育成への投資継続等、量から質への転換を図る一方で、最適な採用と育成ミックスの実現、採用効率・育成効率の向上を推進することで、短期・中長期での売上・利益双方の成長を目指してまいります。

(ii) 契約単価の改善

	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
技術者一人当たり売上 (千円／月)	634	658	669	678	702

(2021年6月期は株式会社テクノプロ及び株式会社テクノプロ・コンストラクションのみ、2022年6月期以降は国内子会社全てを対象とした売上高合算／Σ[月末稼働技術者数]により算定)

当社グループの技術者一人当たり売上は、既存技術者の契約単価上昇が、稼働日数や残業時間減、新卒技術社員を含めた低スキル技術者の採用といった低下要因を上回り、継続的に上昇しています。また、ソリューション事業の拡大や技術者育成が寄与し、2025年6月期には702千円／月まで技術者一人当たり売上を上昇させることができました。当社グループでは、中長期的技術者需給や同業他社の水準を勘案すると、技術者一人当たり売上は今後も改善の余地があると判断しています。引き続き、ソリューション事業の拡大や技術者に対する教育研修の充実等を通じて技術者の付加価値を高めていくことに加えて、戦略的シフトアップ(技術者を同一案件に長期間固定させず、技術者のスキル向上に応じた適正価格水準の案件への配属を進めること)を進め、契約単価の上昇に取り組んでいます。

(iii) 高付加価値技術者の確保と育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、高付加価値技術者をいかに多く獲得し、あるいは在籍技術者のスキルをいかに高めていくかは、重要な経営課題の一つです。技術者採用市場は近年逼迫しており、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用するとともに、外国籍技術者の採用も推進し、ソリューション事業拡大に向けた質を重視した採用強化に努めています。また、中長期的に需要が見込まれるデジタル技術を主体としたターゲット要素技術領域(AI/データサイエンス、クラウド、サイバーセキュリティ等)における技術者育成を、当社グループの教育研修基盤と戦略的アライアンスを活用しつつ進めることで、技術者の高付加価値化を図り、技術者人事制度の充実等を通じて、技術者のリテンションを推進してまいります。

(iv) IT技術の活用とプラットフォーム化

技術者派遣事業においては、採用母集団の形成、スクリーニングと採用、配属、リテンション、研修、育成・要員計画といったコアプロセスが存在し、IT技術の進展により、各プロセスにおける技術者情報を可視化し、一気通貫で活用する仕組みを推進しています。技術者情報の収集・蓄積・分析をデータサイエンスやAIも活用しつつ充実させることで、採用効率の向上、効率的な人材育成、AIマッチングによる適正な技術者配属(契約単価向上)等、コアプロセスを強化するための効果的な打ち手を導入いたします。また、中長期的には、これらの仕組みやデータ分析で得られる知見の技術者育成事業への活用を図ります。

(v) 業務プロセスの向上

当社グループの本社及び事業所の事務業務は、プロセス・ルール・帳票の標準化を進めることにより、まだ生産性を向上できる余地があります。営業・人事・会計といった当社基幹システムの抜本的な見直しを進め、ワンシステム化・IT共通基盤の強化を目指しています。情報システムへの投資による基幹システムのバージョンアップとともに、内部統制を具備した事務の標準化・効率化を推進し、事務機能の強化を図ることで、事業の拡大・進化に伴うオペレーティングレバレッジの向上を実現いたします。

(vi) コア事業進化のための投資推進

ソリューション事業を加速するうえでは、人材獲得・育成、IT投資、M&A投資等の先行投資が必須となります。コア事業である国内技術者派遣事業で培った資産・ケイパビリティを活かし、これら先行投資によりコア事業を進化させることが、当社グループの中長期的な成長と価値創造の鍵となります。

なお、「(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けが公表されています。当社は、公開買付者による成長支援が、上述の対処すべき課題への対応を加速すると考えています。すなわち、技術者派遣業務をより生産性が高いサービスモデルに変革するためのAIツール・育成投資といった、外部環境変化による脅威を機会に変えるための大膽な先行投資を可能とし、成長モデルのトランسفォーメーション加速による中長期的企業価値の最大化、ひいてはテクノプロ・グループ・パートナーズのより発展的な実現に資すると考えております。

(5) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

セグメントの名称	事業内容
R & Dアウトソーシング事業	自動車・自動車部品、産業機械・装置、情報通信機器、電気・電子機器、IT、半導体、エネルギー、医薬品、化学等の業界における大手企業を主な顧客として、機械、電気・電子、組込制御、ITネットワーク、ビジネスアプリケーション、システム保守運用、生化学等の技術領域において、クラウドサービスの導入・運用、ERPの要件定義や実装、モデルベースシステムエンジニアリング、データ解析・計測等の技術者派遣及び請負業務を提供しております。 グループ会社の中では、株式会社テクノプロ、株式会社プロビズモが事業主体となります。
施工管理アウトソーシング事業	建設業界、主に大手ゼネコン・サブコンを顧客として、建築・土木・設備電気・プラント領域における施工管理(安全管理、品質管理、工程管理、原価管理)の技術者派遣業務、建設図面作成の請負業務を提供しております。 グループ会社の中では、株式会社テクノプロ・コンストラクション、株式会社トクオが事業主体となります。
国内その他事業	人材紹介業務、技術系教育研修業務を提供しております。 グループ会社の中では、ピーシーアシスト株式会社、Boyd&Moore Executive Search株式会社(国内)、テクノブレーン株式会社が事業主体となります。
海外事業	中国にて技術アウトソーシング及び人材紹介業務、東南アジア・インドにて技術者派遣及び受託開発業務(欧米や日本の顧客へのオフショア・デリバリーを含みます)、英国にて技術者派遣及び人材紹介業務を提供しております。 グループ会社の中では、テクノプロ中国グループ、Boyd&Moore Executive Search(海外)、Helius Technologies Pte Ltd、Orion Managed Services Limited、Robosoft Technologies Private Limitedが事業主体となります。

(6) 主要な事業所等 (2025年6月30日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区

② 主要な子会社

名称	所在地
株式会社テクノプロ	本社：東京都港区
株式会社テクノプロ・コンストラクション	本社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
R&Dアウトソーシング事業	24,508名	(1,333名)
施工管理アウトソーシング事業	2,973名	(767名)
国内その他事業	318名	(59名)
海外事業	2,131名	(666名)
全社(共通)	719名	(45名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
186名 (9名)	45.0歳	15.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 平均勤続年数は当社グループにおける勤続年数を通算しております。
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,650百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,300百万円
株式会社みずほ銀行	1,300百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

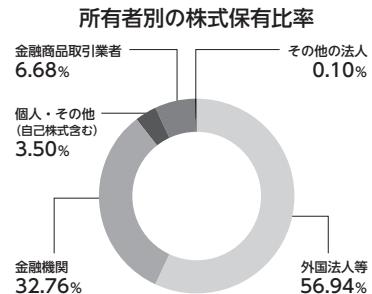
当社は、2025年8月6日付「ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」において公表しましたとおり、2025年8月6日開催の当社取締役会において、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び米国預託株式(The Bank of New York Mellon(以下「本預託銀行」といいます。))に預託された当社株式を表章するものとして、本預託銀行により米国で発行されている米国預託株式。以下「本米国預託株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公司開買付け」といいます。)に関して、本公司開買付けに賛同の意見を表明するとともに、(i)当社の株主の皆様が本公司開買付けに応募するか否か、(ii)本米国預託株式の保有者の皆様が事前に本米国預託株式(本米国預託株式を表章している米国預託証券を含みます。)を本預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に表章されていた当社株式の交付を受けた上で、本公司開買付けに応募するか否かについて、それぞれ中立の立場をとり、当社の株主及び本米国預託株式の保有者の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公司開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年6月30日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 300,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 104,500,000株 |
| ③ 株主数 | 4,292名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,664千株	19.83%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,970千株	6.69%
CEP LUX-ORBIS SICAV	4,289千株	4.11%
JP MORGAN CHASE BANK 385864	4,208千株	4.03%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,531千株	3.38%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,402千株	3.26%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,160千株	3.03%
JPモルガン証券株式会社	2,793千株	2.68%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,593千株	2.48%
全国共済農業協同組合連合会	2,220千株	2.13%

- (注) 1. 千株未満の株数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(309,817株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、次のとおり自己株式の取得及び消却を行っております。

(i) 自己株式の取得

当社は、2024年8月8日付の取締役会決議において、機動的な資本政策を遂行し、価値創造を図るため、取得し得る株式総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を5,000,000,000円として、2024年8月9日から2025年3月31日までの間、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、当該期間において、取得価額の総額4,999,805,750円にて普通株式1,763,300株の自己株式を取得しております。

(ii) 自己株式の消却

当社は、2024年12月18日付で普通株式1,900,000株の自己株式を消却しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

2025年6月30日現在

氏名	性別	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
八木 豪之 やぎ なけい	男性	代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	(株)テクノプロ取締役 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役	いずれも当社の連結子会社であります。
嶋岡 学 しまおか がく	男性	代表取締役副社長 COO(最高執行責任者)	(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長) (株)テクノプロ・コンストラクション取締役	いずれも当社の連結子会社であります。
浅井 功一郎 あさい こういちろう	男性	専務取締役	(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)	当社の連結子会社であります。
萩原 利仁 はぎわら としひろ	男性	常務取締役 CFO(最高財務責任者)	デフセリアルズ(株)社外取締役 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役	デフセリアルズ(株)と当社子会社との間には、当社子会社が同社にR&Dアウトソーシング事業におけるサービスを提供する取引関係があります。その他、同社と当社及び当社子会社には資本関係等、特筆すべき事項はありません。 いずれも当社の連結子会社であります。
高尾 光俊 たかお みつとし	男性	取締役 取締役会議長	メッツ(株)社外取締役(監査等委員)	メッツ(株)と当社及び当社子会社には資本関係及び取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
山田 和彦 やまだ かずひこ	男性	取締役	中村・角田・松本法律事務所パートナー(弁護士) (株)東京証券取引所社外監査役 (株)JPX総研社外監査役	中村・角田・松本法律事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。 (株)東京証券取引所と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。 (株)JPX総研と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。

氏名	性別	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
高瀬 正子 たかせ しょうこ	女性	取締役	東洋紡(株)社外取締役	東洋紡(株)と当社子会社との間には、当社子会社が同社にR&Dアウトソーシング事業におけるサービスを提供する取引関係があります。その他、同社と当社及び当社子会社には資本関係等、特筆すべき事項はありません。
			グローブライド(株)社外取締役	グローブライド(株)と当社及び当社子会社には資本関係及び取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
伊藤 雅彦 いとう まさひこ	男性	取締役	東亞合成(株)社外取締役	東亞合成(株)と当社及び当社子会社には資本関係及び取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
斑目 仁 まだらめ ひとし	男性	取締役 (監査等委員・常勤)	(株)テクノプロ監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
			(株)テクノプロ・コンストラクション監査役	
田邊 るみ子 たなべ るみこ	女性	取締役 (監査等委員)	田邊公認会計士事務所所長	田邊公認会計士事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
			(株)TSIホールディングス社外取締役	(株)TSIホールディングスと当社及び当社子会社には資本関係及び取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
			(株)フジクラ社外取締役(監査等委員)	(株)フジクラと当社子会社との間には、当社子会社が同社にR&Dアウトソーシング事業におけるサービスを提供する取引関係があります。その他、同社と当社及び当社子会社には資本関係等、特筆すべき事項はありません。
			(株)テクノプロ監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
			(株)テクノプロ・コンストラクション監査役	
出口 雅敏 でぐち まさとし	男性	取締役 (監査等委員)	ニチアス(株)社外監査役	ニチアス(株)と当社及び当社子会社には資本関係及び取引関係その他、特筆すべき事項はありません。

- (注) 1. 取締役 高尾光俊氏、山田和彦氏、高瀬正子氏及び伊藤雅彦氏、並びに取締役(監査等委員) 田邊るみ子氏及び出口雅敏氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 田邊るみ子氏は、公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野の豊富な経験があることから、財務及び会計に関する十分な知識を有しております。
3. 取締役(監査等委員) 出口雅敏氏は、上場大手総合商社における財務・会計・税務、海外現地法人マネジメントや内部監査等の幅広い業務経験の他、他の上場企業における経営者としての経験を有しております。
4. 当社と取締役 高尾光俊氏、山田和彦氏、高瀬正子氏及び伊藤雅彦氏、並びに取締役(監査等委員) 斑目仁氏、田邊るみ子氏及び出口雅敏氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。
5. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。故意による犯罪行為又は意図的な法令違反を行った被保険者自身の損害等は補償対象外としております。なお、保険料は、全額当社が負担しております。
6. 当社は、取締役 高尾光俊氏、山田和彦氏、高瀬正子氏及び伊藤雅彦氏、並びに取締役(監査等委員) 田邊るみ子氏及び出口雅敏氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ています。
7. 当社では、取締役(監査等委員)による監査・監督機能を強化することを目的として、経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連絡が図れるよう、斑目仁氏を常勤の監査等委員としています。

② 当事業年度中の取締役の退任

当事業年度中の取締役の退任は次のとおりであります。

氏名	性別	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
坂本 春生 さかもと はるみ	女性	2024年9月27日	任期満了	社外取締役

(注) 当社と坂本春生氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しておりました。

ご参考：

当社では取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度を導入しております。

2025年6月30日現在の執行役員の氏名及び地位・担当業務は次のとおりであります。

氏名	性別	地位・担当業務
おくむら たつり 奥村 辰典	男性	執行役員(経営企画管掌)兼経営企画部長
なかもと かずあき 中元 一彰	男性	執行役員(データマネジメント管掌)
はやみね まさみ 早船 征実	男性	執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・R&D社社長)
おだ ひろし 小田 寛	男性	執行役員 善誠科技発展(上海)有限公司董事長
にしほし てるひこ 西橋 輝彦	男性	執行役員(データマネジメント副管掌)兼データマネジメント部長 (株)テクノプロ取締役兼常務執行役員
みき けんすけ 三木 健輔	男性	執行役員(情報システム管掌兼ビジネスプロセス改革副管掌)
おやま ひろふみ 小山 博史	男性	執行役員(人事管掌)
たなか やすお 田中 靖雄	男性	執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション代表取締役社長

(注) 2025年7月1日付で、西橋輝彦氏の地位・担当業務については、以下のとおり変更しております。

西橋 輝彦 執行役員(データマネジメント副管掌)
(株)テクノプロ取締役兼常務執行役員

③ 当事業年度中の取締役の報酬等

(i) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定方針等

当社は、2023年9月28日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本(i)において同じ。)の個人別の報酬等の決定方針を改定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次のとおりです。

1. 報酬等の基本方針

(1) 総論

当社の取締役の報酬等の決定にあたっては、以下の点を考慮する。

- ① 株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任及び結果責任が果たせる合理性を有すること。
- ② 経営方針の完遂、会社業績及び株主価値の向上に向けて、インセンティブに足り得るものとすること。
- ③ 短期的な成果のみならず、継続的な企業価値・株主価値の向上を促すものであること。
- ④ 職務執行の対価として十分であり、優秀な人材を採用・登用し、動機付け、引き留め得る報酬水準であること。
- ⑤ 個人別の報酬等の決定にあたっては、国内の同業種・同程度規模の企業の役員報酬水準をベンチマークとして参考にするとともに、毎年、外部の役員報酬サーベイへ参加のうえ、当社取締役の報酬水準の妥当性を検証すること。

(2) 業務執行取締役

- ・業務執行取締役の報酬等は、短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上に向けた当該取締役の意欲と株主との価値共有の意識を高める構成とする。
- ・業務執行取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬(金銭報酬)、短期インセンティブとしての単年度賞与(金銭報酬・業績連動報酬等)及び中長期インセンティブとしての株式報酬(非金銭報酬等・業績連動報酬等)で構成する。

(3) 非業務執行取締役(社外取締役)

- ・非業務執行取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本(i)において同じ。)の報酬等は、高い客観性・独立性をもって経営を監督及び助言する立場に鑑み、固定報酬である基本報酬(金銭報酬)のみで構成する。

2. 固定報酬である基本報酬(金銭報酬)の額又はその算定方法の決定に関する方針

(1) 業務執行取締役

- ・業務執行取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み、代表取締役社長を筆頭として役位別に決定するものとする。
- ・業務執行取締役の基本報酬は、年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給するものとする。

(2) 非業務執行取締役(社外取締役)

- ・非業務執行取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定するものとする。
- ・非業務執行取締役の基本報酬は、年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給するものとする。

3. 単年度賞与(金銭報酬・業績連動報酬等)に係る業績指標の内容の決定に関する方針及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・業務執行取締役に対し、単年度の目標達成に対するインセンティブを目的とした短期業績連動報酬である単年度賞与を支給するものとする。
- ・単年度賞与は、当社連結業績指標の目標達成率を全対象取締役共通の評価指標とする他、個人別に設定する戦略目標の達成度、及び担当部門を有する対象取締役については担当部門業績指標の目標達成率を評価指標として、これらに連動して支給する。評価指標として採用する業績指標はその時々における経営上の重要性等に応じて、個人別の戦略目標及び各評価指標による評価割合は各対象取締役の職責・役割に応じて、それぞれ決定する。
- ・単年度賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して役位毎に定める対象取締役毎の基準賞与額に、上記評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定する。支給率は目標達成時を100%とし、当社連結業績指標及び担当部門業績指標の目標達成率に応じた支給率の変動幅は0～200%、個人別の戦略目標の達成度に応じた支給率の変動幅は0～120%とする。
- ・単年度賞与は、各事業年度終了後、一定の時期に支給するものとする。

4. 株式報酬(非金銭報酬等・業績連動報酬等)に係る業績指標の内容の決定に関する方針並びにその内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

- ・業務執行取締役に対し、中期経営計画に掲げる業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進める目的として株式報酬を支給するものとする。
- ・株式報酬の具体的な内容として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)を採用する。
- ・株式報酬は、原則として、中期経営計画において定める業績目標の達成率を評価指標として、これに連動して支給する。評価指標として採用する業績指標は各中期経営計画における経営上の重要性等に応じて決定する。

- ・株式報酬として交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める対象取締役毎の基準額に、予め定めた対象期間(原則として、中期経営計画期間と一致させるものとする。)終了時における業績目標の達成度に応じた支給率を乗じた金額に基づいて決定する。業績支給率は0～200%の間で設定する。
- ・株式報酬として株式を交付するにあたっては、原則として、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。
 - ① 対象取締役は、退任までの間、割当てを受けた当社の株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
 - ② 対象取締役の在任期間に中、当社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合等、一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること
 - ③ その他、取締役会において予め設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等
- ・対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、株式報酬の支給を行わない。
- ・株式報酬としての譲渡制限付株式の交付は、各対象期間終了後、一定の時期に、対象取締役に対して応分の金銭報酬債権を付与し、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることにより、これを行うものとする。

5. 基本報酬、単年度賞与及び株式報酬の割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の報酬構成においては、中長期的な会社成長や企業価値との連動性をより高めるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬である単年度賞与(短期インセンティブ)及び株式報酬(中長期インセンティブ)の割合を高めることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬構成比率は、目標達成時に、基本報酬、単年度賞与、及び株式報酬の割合が、原則として、それぞれ概ね以下となるよう設定する。

基本報酬：単年度賞与：株式報酬 = 45～47 : 22～26 : 26～33

- ・非業務執行取締役の報酬等は、前述のとおり、基本報酬のみで構成する。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定手続

- ・当社は、役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの客観性・説明責任の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)のみを構成員とする指名報酬委員会を設置する。役員報酬の決定に必要な基本方針、ガイドライン、規則及び手続等や、業績連動報酬等の評価指標、各取締役の個別の報酬等に係る事項については、予め指名報酬委員会において審議のうえ、当該審議の内容を最大限尊重して、取締役会の決議により決定する。
- ・取締役の基本報酬及び単年度賞与の個人別の額、並びに株式報酬の個人別の数については、予め、指名報酬委員会において審議のうえ、当該審議の内容を最大限尊重して、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定する。

(ii) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	340 (45)	171 (45)	69 (-)	100 (-)	9 (5)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	38 (21)	38 (21)	— (-)	— (-)	3 (2)

(注) 1. 上表の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上表の対象となる役員の員数には、2024年9月27日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、その後役員に就任していない者1名が含まれております。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の限度額は、2022年9月29日開催の第17回定時株主総会において、年額600百万円(うち社外取締役分は年額100百万円)と決議いただいております。かかる報酬等の限度額には、役員賞与は含まれますが、使用人兼取締役の使用人分賞与は含まれません。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち、社外取締役は4名)であります。
4. 業績連動報酬等である単年度賞与は、連結業績指標である『事業利益』及び『営業利益』の目標達成率を対象取締役共通の評価指標としており、当事業年度の連結業績指標である『事業利益』及び『営業利益』の各実績は金28,892百万円及び金23,844百万円です。個人別の単年度賞与額は、共通の評価指標である上記連結業績指標のほか、個人別に設定する戦略目標の達成度、及び担当部門を有する対象取締役については担当部門業績指標の目標達成率を評価指標として、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して役位毎に定める対象取締役毎の基準賞与額に、各対象取締役の評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定しております。対象取締役毎の評価指標として採用する業績指標はその時々における経営上の重要性等に応じて、個人別の戦略目標及び各評価指標による評価割合は各対象取締役の職責・役割に応じて、それぞれ決定しております。支給率は目標達成時を100%とし、連結業績指標及び担当部門業績指標の目標達成率に応じた支給率の変動幅は0～200%、個人別の戦略目標の達成度に応じた支給率の変動幅は0～120%しております。
5. 業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である株式報酬として、2022年9月29日開催の第17回定時株主総会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)として、業務執行取締役に対し、前述の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の限度額とは別枠で、当社株式の取得に際し現物出資に供するための金銭報酬債権を支給することについて決議いたしており、その金銭報酬債権の総額は、各対象期間の年数に160百万円を乗じた額以内、また、普通株式の総数は、各対象期間の年数に160千株を乗じた数以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名であり、当該株式報酬の対象となる業務執行取締役は4名であります。当該制度は、原則として中期経営計画と同一の期間を対象期間(当初は、2021年7月1日に開始する事業年度から2025年7月1日に開始する事業年度までの5事業年度)とし、対象期間における業績目標の達成度により決定される数の譲渡制限付株式を対象期間終了後に、当社の業務執行取締役に対して交付する制度であり、詳細は「(i)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定方針等」のとおりです。当該制度は『連結当期利益(親会社の所有者に帰属する当期利益)』及び『連結ROE』をその算定の基礎としており、当事業年度におけるそれぞれの業績指標の実績は金16,146百万円及び20.1%です。
6. 上記業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)は、従前の中期経営計画『Evolution 2026』(以下「本計画」という。)を1年前倒しで終了したことに伴い、本計画の業績目標の達成度を指標とする当該制度の維持・継続が困難となることから、2025年8月6日開催の取締役会にて廃止することを決定いたしました。また、かかる廃止に伴い、上記業績連動型譲渡制限付株式報酬に代わるものとして、本計画の過年度における業績目標の達成度を勘案した指名報酬委員会による審議を踏まえ、業務執行取締役に対し、上表「賞与」欄記載の69百万円の通常賞与に加え、合計300百万円の特別賞与を支給いたしました。かかる特別賞与の金額は、上記3に記載する取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の限度額の範囲内、かつ、当事業年度までに引当計上した累計株式報酬費用320百万円(上表「株式報酬」欄記載の当事業年度に係る株式報酬費用100百万円を含みます。)の範囲内の金額としております。上記業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)は、業務執行取締役に対する後払い報酬の性格を有していたことからも、当該特別賞与を支給することは業績連動報酬の趣旨を違える支給ではありません。
7. 監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2022年9月29日開催の第17回定時株主総会において、年額100百万円と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
8. 役員退職慰労金制度はありません。

④ 社外役員に関する事項

(i) 社外役員の重要な兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「①取締役の状況」に記載したとおりであります。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

2025年6月30日現在

氏名	性別	地位	出席状況	在任期間	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
高尾 光俊 たかお みつとし	男性	取締役	[取締役会] 23／23回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬委員会] 5／5回(100%)	取締役 1年9か月 取締役(監査等委員) 1年 監査役 8年5か月	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見に加えて、上場大手製造業における経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会や重要な会議体において、業務執行から独立した客観的な視点から、必要に応じて説明を求めるとともに有益な提言・助言を積極的に行っております。2023年9月から取締役会議長を務め、コーポレートガバナンスの実効性の向上、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に努めております。また、指名報酬委員会の委員長として、当社グループの役員候補の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を主導しております。
山田 和彦 やまだ かずひこ	男性	取締役	[取締役会] 23／23回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬委員会] 5／5回(100%)	9年9か月	弁護士として、特に企業買収、企業再編、企業統治、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を活かし、取締役会や重要な会議体において、業務執行から独立した客観的な視点から、必要に応じて説明を求めるとともに有益な提言・助言を積極的に行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社グループの役員候補の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。
高瀬 正子 たかせ しょうこ	女性	取締役	[取締役会] 23／23回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬委員会] 5／5回(100%)	3年9か月	グローバルIT企業における経営者としての経験及びIT技術を活用した顧客課題の解決に関わる豊富な実績に基づく知見を活かし、取締役会や重要な会議体において、業務執行から独立した客観的な視点から、必要に応じて説明を求めるとともに有益な提言・助言を積極的に行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社グループの役員候補の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。

氏名	性別	地位	出席状況	在任期間	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
伊藤 雅彦 いとう まさひこ	男性	取締役	[取締役会] 20／20回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬委員会] 3／3回(100%)	9か月	上場大手製造業において代表取締役社長や取締役会議長を務めるなど、豊富な会社経営経験やコーポレートガバナンスに関する高度な見識等の知見を活かし、取締役会や重要な会議体において、業務執行から独立した客観的な視点から、必要に応じて説明を求めるとともに有益な提言・助言を積極的に行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当社グループの役員候補の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。
田邊 純み子 たなべ じゅみ子	女性	取締役 (監査等委員)	[取締役会] 23／23回(100%) [監査等委員会] 17／17回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%)	取締役(監査等委員) 2年9か月 監査役 2年	公認会計士の資格を有することに加えて、上場企業における経理財務実務や子会社監査役としての経験に基づく財務会計・監査・コーポレートガバナンス等の分野における専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。また、監査等委員会監査、重要な会議体への出席や取締役等との面談等を通じ、取締役の業務執行の監督と経営全般の監視を行っております。
出口 雅敏 でぐち まさとし	男性	取締役 (監査等委員)	[取締役会] 23／23回(100%) [監査等委員会] 17／17回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%)	取締役(監査等委員) 1年9か月	公認内部監査人等の資格を有することに加えて、上場大手総合商社における財務・会計・税務・海外現地法人マネジメント・内部監査等の幅広い業務経験に基づく専門的見地、並びに他の上場企業における経営者としての経験に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。また、監査等委員会監査、重要な会議体への出席や取締役等との面談等を通じ、取締役の業務執行の監督と経営全般的監視を行っております。

- (注) 1. 取締役 高尾光俊氏は、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役に選任され、独立役員会議の議長を務めております。
 2. 取締役 高尾光俊氏、山田和彦氏、高瀬正子氏及び伊藤雅彦氏は、指名報酬委員会の委員であり、取締役 高尾光俊氏は、指名報酬委員会の委員長(議長)を務めています。
 3. 取締役 伊藤雅彦氏については、取締役に就任した2024年9月27日以降に開催された取締役会、独立役員会議及び指名報酬委員会に関する出席状況を記載しております。
 4. 上記「■企業集団の現況(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けが公表されています。本公開買付けの検討過程において、当社の企業価値の向上及び株主利益の確保のために当社が採り得る戦略的選択肢について検討し、その上で、本公開買付けを含む取引の是非や取引条件の妥当性及び手続の公正性等について検討及び判断を行うことを目的として、2024年12月4日に独立社外取締役 山田和彦氏、高尾光俊氏及び出口雅敏氏の3名から構成される特別委員会を設置しております。なお、当委員会の委員長は山田和彦氏であります。

(iii) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額とは別に、前事業年度における監査証明業務に基づく追加報酬額1,600千円を当事業年度において支出しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を受けるほか、過年度における会計監査人の職務遂行状況や当該事業年度の監査計画の適切性並びに効率性等を確認のうえ報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難であると判断した場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様に直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目指し、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

しかしながら、上記「①企業集団の現況 (9)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けが公表されているところ、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの公開買付価格は、当事業年度の期末配当が行われないことを前提に総合的に判断・決定されていることを踏まえ、当該配当を行う場合には本公開買付けの実現可能性に悪影響を生じ得ると判断したことから、2025年8月6日開催の当社取締役会において、当事業年度の期末配当を行わないことを決定いたしました。

連結計算書類

連結財政状態計算書(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	89,526	流動負債	54,132
現金及び現金同等物	43,691	買掛金及びその他の債務	19,779
売掛金及びその他の債権	30,873	借入金	2,000
未収法人所得税	3	リース負債	5,761
その他の短期金融資産	7,378	未払法人所得税	5,309
その他の流動資産	7,580	その他の短期金融負債	2,923
		従業員給付に係る負債	10,387
非流動資産	57,839	引当金	23
有形固定資産	2,449	その他の流動負債	7,947
使用権資産	3,413	非流動負債	12,175
のれん	40,176	社債及び借入金	8,241
無形資産	1,966	リース負債	2,637
その他の長期金融資産	4,325	その他の長期金融負債	125
繰延税金資産	4,627	繰延税金負債	516
その他の非流動資産	879	退職後給付に係る負債	28
		引当金	519
		その他の非流動負債	108
		負債合計	66,308
資本		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	80,079
		資本金	6,929
		資本剰余金	1,732
		利益剰余金	68,975
		自己株式	△870
		その他の資本の構成要素	3,312
		非支配持分	978
		資本合計	81,057
		負債及び資本合計	147,366
資産合計	147,366		

連結損益計算書(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	238,966
売上原価	174,070
売上総利益	64,896
販売費及び一般管理費	36,003
その他の収益	409
その他の費用	5,458
営業利益	23,844
金融収益	575
金融費用	151
税引前当期利益	24,268
法人所得税費用	7,957
当期利益	16,310
当期利益の帰属	
親会社の所有者	16,146
非支配持分	163
合計	16,310

計算書類

貸借対照表(2025年6月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,991
前払費用	4,198
営業未収入金	532
その他	5
固定資産	51,014
有形固定資産	443
建物	331
工具、器具及び備品	112
無形固定資産	570
ソフトウェア	416
ソフトウェア仮勘定	154
その他	0
投資その他の資産	50,001
出資金	628
関係会社株式	48,107
敷金及び保証金	637
繰延税金資産	585
その他	41
資産合計	56,006

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,925
短期借入金	3,800
1年内返済予定の長期借入金	2,000
未払金	632
未払費用	875
未払法人税等	344
預り金	11
契約負債	155
その他	107
固定負債	8,250
長期借入金	3,250
社債	5,000
負債合計	16,175
純資産の部	
株主資本	39,703
資本金	6,929
資本剰余金	2,308
資本準備金	1,732
その他資本剰余金	575
利益剰余金	31,336
その他利益剰余金	31,336
繰越利益剰余金	31,336
自己株式	△870
評価・換算差額等	127
その他有価証券評価差額金	127
純資産合計	39,831
負債純資産合計	56,006

損益計算書(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		27,375
営業費用		7,023
営業利益		20,351
営業外収益		
受取利息	4	
その他	6	11
営業外費用		
支払利息	137	
社債利息	12	
為替差損	45	
出資金評価損	29	
支払手数料	17	
その他	8	250
経常利益		20,112
特別利益		
関係会社清算益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	5,779	
債権放棄損	52	5,831
税引前当期純利益		14,281
法人税、住民税及び事業税	820	
法人税等調整額	△20	800
当期純利益		13,481

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月13日

テクノプロ・ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 石井 広幸
業務執行社員 公認会計士
指定有限責任社員 見並 隆一
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、テクノプロ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月13日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 見並 隆一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部及びその他内部統制部門と連携の上、重要な会議に面対又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人がらその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月19日

テクノプロ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 斑目仁

監査等委員 田邊るみ子

監査等委員 出口雅敏

(注) 監査等委員 田邊るみ子、及び監査等委員 出口雅敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

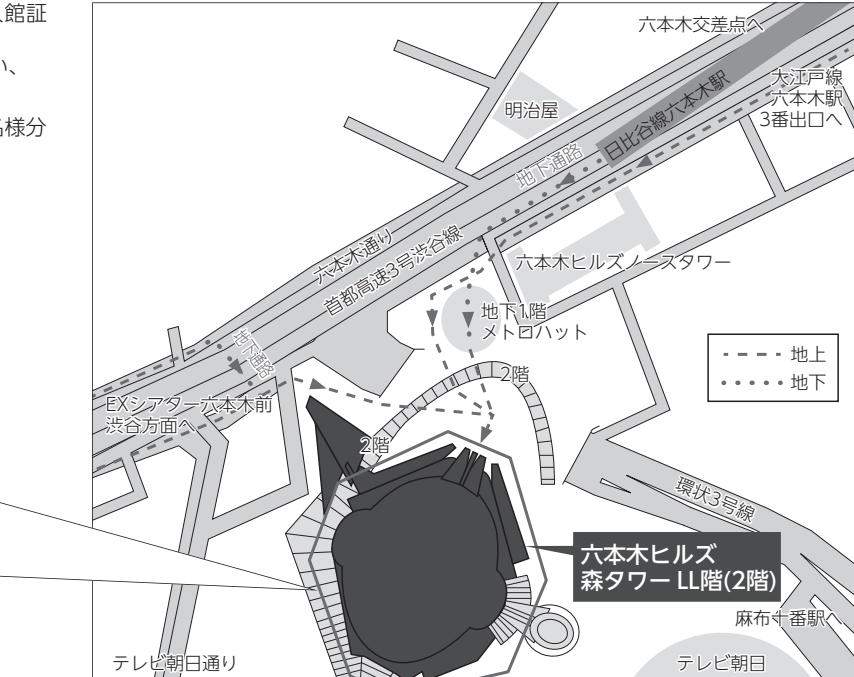
以 上

第20回 定時株主総会 会場ご案内図

■会場 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー35階 当社会議室
TEL 03-6327-1080

- ① 森タワーオフィス入口を入り左側の受付にて、入館証をお渡しします。
- ② 入館ゲートを通りホールDのエレベーターに向かい、
- ③ 35階当社会議室へお越しください。

車いす等でご来場の株主様には、お付き添いの方1名様分を含む専用スペースを設けております。
受付スタッフにお申し出ください。



会場の特性上、眺望をお楽しみいただくための場所のご用意はございません。
また、株主総会にご出席の株主様への記念品(お土産)のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

■交通

東京メトロ 日比谷線「六本木駅」1C出口 徒歩 約4分(コンコースにて直結)
都営地下鉄 大江戸線「六本木駅」3番出口 徒歩 約6分

※会場には、本総会のための駐車場のご用意はございませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。
※会場内には、喫煙スペースは設けておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。
環境に配慮した「ベジタブルインキ」を使用しています。